

## 原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書

〇〇市（以下「甲」という。）と水戸市（以下「乙」という。）は東海第二発電所で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害」という。）における水戸市民の県外広域一時滞在（以下「県外広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の9の規定及び原子力災害に備えた茨城県広域避難計画（平成27年3月策定）（以下「茨城県広域避難計画」という。）に基づき行う、水戸市民の甲への県外広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定める。

### （県外広域避難の基本的事項）

第2条 原子力災害時において、水戸市民の生命又は身体を災害から保護するため、乙が県外広域避難の必要があると認めたときは、甲は、自らが被災するなど、正当な理由がある場合を除き、水戸市民を受け入れるものとする。

2 水戸市民を受け入れる場所は、甲の指定避難所等のうち、あらかじめ定めた施設の一部（以下「避難所」という。）とする。

3 避難所の開設等受入業務については、乙の要請を踏まえて甲が行うものとし、乙はできるだけ早期に甲から避難所の運営の移管を受ける。

4 県外広域避難の実施に当たっては、乙は、茨城県及び栃木県と連携し、迅速に人員体制を確立するなど、甲の負担が過大とならないよう配慮する。

### （県外広域避難の受入要請等）

第3条 甲に対する県外広域避難の受入要請は、乙が行うものとし、あらかじめ、その旨を茨城県及び栃木県に報告するものとする。

2 前項の受入要請は、原子力災害における水戸市民の県外広域避難受入要請書（様式1）により行う。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出する。

3 甲は、乙と県外広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに受入準備を開始する。

### （受入期間）

第4条 前条の規定による要請を受け、甲が県外広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の収容状況、避難所の利用状況等を踏まえ、受入期間の見直しが必要となったときは、乙が茨城県及び栃木県並びに甲と協議して決定する。

### （避難退域時検査（スクリーニング）等）

第5条 県外広域避難を実施する水戸市民に対する避難退域時検査及び除染は、当該避難による汚染の拡大防止及び水戸市民の安全確保のため、茨城県広域避難計画に基づき、茨城県が実施する。

(必要物資等)

第6条 避難所運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、乙が茨城県と協力し、確保する。

2 前項の必要物資が不足する場合は、乙は、甲に対し、必要物資の一部を貸与し、又は提供してもらおうよう要請することができる。

(費用の負担)

第7条 県外広域避難に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、乙が負担する。

2 乙は、前項に規定する費用を支弁する時間的余裕がない場合等やむを得ない事情があるときは、甲に対し、当該費用について、一時的に繰替えの支弁を求めることができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項が円滑に実施されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者等)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲及び乙の防災担当課長とする。また、原子力災害における連絡体制（様式2）を整え、毎年度更新する。

(相互応援)

第10条 乙は、甲が被災し、復旧のための支援など、応援を必要とする場合においては、全面的に甲に対する支援を行うものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年5月21日

○ ○ 市

甲

○ ○ 市 長 ○ ○ ○ ○

水 戸 市

乙

水 戸 市 長 ○ ○ ○ ○